

## 第 6 回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会

日 時 平成 30 年 10 月 15 日 (月)

13 時 00 分 ~ 時 分

場 所 議会第 4 委員会室

【委 員】 串崎委員長、芦谷副委員長

三浦委員、沖田委員、川上委員、上野委員、飛野委員、岡本委員、  
永見委員、佐々木委員、西村委員

【議 長】

【委員外議員】

【執行部】 岡田地域政策部長、草刈財政課長、大屋企画係長

【事務局】 鎌原書記

---

議 題

(1) 平成 27 年度に決定された自治区制度について

(2) 自治区制度等行財政改革推進特別委員会の今後の進め方  
について

(3) その他

○次回開催予定 10 月 26 日 (金) 午前 10 時 00 分 議会第 4 委員会室

島根県 浜田市

# 浜田那賀方式 自治区制度

～ 一部を見直して平成 32 年 3 月まで延長しました ～

## はじめに

### ～ 自治区制度の延長にあたって ～

浜田市では、平成 17 年 10 月の市町村合併に際し、「浜田那賀方式自治区」制度を導入してまちづくりを進めています。

この制度は、5 つの旧市町村ごとに「自治区」を置き、地域住民の意見を反映しながら、それぞれの地域において特色ある「地域の個性を活かしたまちづくり」が継

続して実施できる仕組みとして独自に制度化したもので、“当面 10 年間”として導入しました。

その後のあり方について、市民の皆さんと議論を重ねた結果、平成 28 年 4 月から自治区長の処遇などの一部を見直し、平成 32 年 3 月まで延長することとしました。

## 1 浜田那賀方式自治区制度とは？

### (1) 自治区制度創設の背景

市町村合併に際し、合併に対する住民の声（右を参照）がありました。

このため、地域住民の不安を払拭し、また住民自治を促進するため、旧市町村の独自施策を継承できる仕組みとして、自治区制度を“当面 10 年間”導入することとなりました。

#### ① 合併に対する住民の声

- 地域の特性や伝統、また地域コミュニティがどうなるのか。
- 住民の意見が行政に反映されなくなるのではないか。
- 市部中心の施策になり、旧町村の独自施策ができなくなるのではないか。

#### ② 住民自治の促進

- 住民自治の考えを基本とし、新たな住民自治組織となる「地区まちづくり推進委員会」の取組を促進する。

### (2) 基本的な考え

自治区では、地域のことは地域で解決し、安心を提供するとともに、地域住民の声を反映した「地域の個性を活かしたまちづくり」で、きめ細やかなまちづくりを推進し、地域の不安を払拭しつつ、「一体的なまちづくり」によって本市の連帯感を深めることを基本的な考えとしています。



## 2 浜田那賀方式自治区制度の4つの特徴

### (1) 自治区長

	これまで【約10年間】 (平成17年11月～平成27年度)	これから【4年間】 (平成28年度～平成31年度)
身分	<u>副市長</u> (地方自治法第161条第1項) (地方公務員法第3条第3項第1号) (浜田市副市長条例)	<u>特別職</u>  (地方公務員法第3条第3項第3号)
人数	5名(うち浜田自治区長は副市長が兼務)	
選任方法	地域協議会の推薦に基づき、市議会の同意を経て市長が選任する。	地域協議会の推薦に基づき、市長が任命する。
任期	4年	
権限等	自治区行政の重要施策、陳情、防災等に関する専決権を有する。	
給与等	<u>給料月額54万円</u> (諸手当等は通勤・期末手当、退職金)	<u>報酬月額36万円</u> (諸手当等は通勤・期末手当相当)
勤務時間	(定めなし)	<u>常時勤務を要する職員の4分の3以下の勤務時間</u>
社会保険	市町村共済組合	<u>社会保険</u>
公務災害補償	地方公務員災害補償法による	浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による
出席する会議等	市議会、地域協議会、行政連絡員会議、防災会議、成人式、消防出初め式、市人会、庁議、支所会議、その他の会議・自治区行事※など ※自治区間で異なる場合があります。	

### (2) 地域協議会

	これまで(約10年間) (平成17年11月～平成27年度)	これから(4年間) (平成28年度～平成31年度)
設置	附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づく)として、各自治区に設置する。	
役割	市長の諮問に応じ、当該自治区に係る次の事項について審議・答申する。 ① 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項 ② 重要施策、自治区事業に関する事項 ③ 自治区長(浜田自治区長を除く。)の推薦に関する事項 ④ その他市長が必要と認める事項	
委員	各自治区15人以内(5自治区の合計75人)	
任期	2年(4月1日～翌々年3月31日)	
選任	当該自治区の住民自治組織(自治会や町内会、地区まちづくり推進委員会等)が推薦した者を市長が選任する。	

### (3) 自治区の事務所（本庁・支所体制）

自治区の事務所として本庁・各支所に職員を配置し、地域の個性を活かしたまちづくりを進めています。

平成 27 年 4 月からは、支所を 3 課体制としています。

#### ■自治区の事務所と地域協議会

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

自治区	自治区の事務所	地域協議会			
		担当課	委員	会議開催状況	
				H27 年度	H26 年度
浜田自治区	本庁	まちづくり推進課	15 名	6 回	4 回
金城自治区	金城支所	防災自治課	15 名	11 回	7 回
旭自治区	旭支所	防災自治課	15 名	10 回	7 回
弥栄自治区	弥栄支所	防災自治課	15 名	10 回	5 回
三隅自治区	三隅支所	防災自治課	15 名	7 回	6 回

### (4) 自治区予算

これまでは「地域振興基金」と「投資的経費配分枠」を自治区予算としてルール化し、自治区事業を実施してきました。

今後は、次のように見直して運用し、各自治区の予算を確保します。

	これまで（約 10 年間） （平成 17 年 11 月～平成 27 年度）	これから（4 年間） （平成 28 年度～平成 31 年度）
地域振興基金	〔経緯〕 旧市町村の基金を原資として、各自治区に「地域振興基金」を設置	
	〔運用・使途〕 主に各自治区のソフト事業（定住対策基金事業や各種助成事業等）の実施経費に充てる。	〔運用・使途〕 <b>1 中山間地域の活性化のための共通事業</b> （5 億円） ①公共交通対策事業（200 万円） ②巡回人間ドック事業（2,000 万円） ③農業振興基金事業（3 億円） ④危険木・支障木緊急除去事業（1.7 億円） ⑤公民館を中心とした課題解決の支援事業（800 万円） <b>2 自治区事業</b> 基金残額は各自治区で活用し、ソフト事業に加えてハード事業にも活用する。
投資的経費	〔経緯〕 旧市町村の投資的経費を基に、各自治区への「投資的経費配分枠」をルール化 〔運用・使途〕 主に道路や橋梁等のハード事業（投資的経費）を実施する。	〔運用・使途〕 <b>1 4 自治区の投資的経費</b> 4 自治区（浜田自治区を除く）の投資的経費を、4 年間で約 50 億円（一般財源と地方債ベース）を確保する。 <b>2 緊急的な維持補修経費（予備費）</b> 緊急的な維持補修等の経費として、各支所に年間 500 万円の予備費を確保する。

### 3 各自治区が発展していくための取組

自治区制度見直しの議論の中で平成 27 年 5 月にお示しした「今後の自治区制度について(最終案)」では、自治区制度の見直しとともに、次の 6 点を各地域の発展のために地域の皆さんと行政が一体となって重点的に取組むこととしました。

その 6 点と、それに基づく平成 27 年度以降の取組は次のとおりです。

重点的な取組	内 容	平成 27 年度以降の主な取組
(1) 地域の個性を活かしたまちづくり施策の推進	「地域の個性を活かしたまちづくり」の施策が着実に実施できるよう、自治区ごとに振興計画を作成し、その進捗状況を定期的に開示・報告するなど、地域の皆さんと情報共有しながら施策を進めます。	第 2 次浜田市総合振興計画において、地域の個性を活かしたまちづくりを進めるための自治区別計画を作成しました。
(2) 住民自治組織への支援の充実	今後、さらに地域の皆さんが自主的に活動していただけるよう、地区まちづくり推進委員会などの住民自治組織への支援に努め、あわせて地域リーダーの育成支援に取り組みます。 また、「まちづくり総合交付金事業」の後継事業などを検討し、地域の状況に応じた支援事業を実施します。	「まちづくりフォーラム」を 2 回開催し、まちづくりの取組の交流を図るとともに、地域リーダーの育成に努めました。 「まちづくり総合交付金事業」については、平成 28 年度から一部見直しを行い、引き続き、地域活動を支援することとしました。
(3) 地域の皆さんの声を市政に反映する仕組みづくり	地域の皆さんからのご意見を伺う場として、地域協議会に加えて、まちづくりフォーラムや必要に応じて各種公聴会、市民委員会等を開催し、市民の皆さんの声を市政に反映させます。	第 2 次浜田市総合振興計画や浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成において、市民委員会の開催などにより、市民の皆さんから頂いた意見を計画に反映させました。
(4) 地元企業等における事業機会の確保	地元企業等の事業機会を確保するため、学校給食センターでの地元食材の利用等、地域資源を積極的に活用する「地域資源活用推進条例」(仮称)を制定します。〔制定時期は平成 27 年度中を予定〕	平成 28 年 3 月議会において「地域資源活用推進条例」を制定しました。今後はこの条例に基づいた取組を進めます。
(5) 安全で安心して暮らせる防災体制の強化	平成 27 年度からの支所 3 部門体制に伴い、各支所に「防災自治課」を設置し、災害時の迅速な職員対応ができる体制を構築します。	平成 28 年 12 月から順次各支所に消防職員 1 名を配置できるように消防職員の採用計画を進めています。
(6) 支所支援体制の強化	平成 27 年度からの支所 3 部門体制に伴い、本庁の地域政策部内に「支所支援係」を設置し、各自治区の地域振興の支援を強化します。	自治区長の延長が決定され「支所支援係」の役割が減ったため、平成 28 年度からは政策企画課において総合的に支援することとしました。

# 「自治区制度公聴会」開催報告書



平成 26 年 8 月

島根県 浜田市

## 目 次

1 参加者の状況	-----	2
2 主な意見	-----	3
3 参考資料	-----	10

### ◆開催日時・会場（実績）

自治区	回	開催日時	開催会場
旭自治区	第1回	平成26年7月1日（火） 午後7時～午後9時05分	旭センター
弥栄自治区	第2回	平成26年7月8日（火） 午後7時～午後9時30分	弥栄会館
三隅自治区	第3回	平成26年7月12日（土） 午後2時～午後4時20分	三隅中央会館
金城自治区	第4回	平成26年7月19日（土） 午後7時～午後9時20分	みどりかいかん
浜田自治区	第5回	平成26年7月22日（火） 午後7時～午後8時35分	石見公民館
	第6回	平成26年7月23日（水） 午後7時～午後8時40分	周布公民館
	第7回	平成26年8月1日（金） 午後7時～午後8時40分	浜田公民館
	第8回	平成26年8月8日（金） 午後7時～午後8時40分	国府公民館

# 1 参加者の状況

会場	日時	参加者数	参加者内訳				発言者数	
			住所地別	役職等別	人数	割合		
浜田自治区	石見公民館 〔第5回〕	7月22日(火) 午後7時～ 午後8時35分	133人	住所地別	浜田自治区	127人	(95.5%)	23人
		その他		6人	(4.5%)			
	役職等別	地域協議会委員		2人	※2 (1.5%)			
		市議会議員		10人	(7.5%)			
		市職員		39人	(29.3%)			
			一般市民	82人	(61.7%)			
浜田自治区	周布公民館 〔第6回〕	7月23日(水) 午後7時～ 午後8時40分	84人	住所地別	浜田自治区	81人	(96.4%)	15人
		その他		3人	(3.6%)			
	役職等別	地域協議会委員		6人	※2 (7.1%)			
		市議会議員		8人	(9.5%)			
		市職員		15人	(17.9%)			
			一般市民	55人	(65.5%)			
浜田自治区	浜田公民館 〔第7回〕	8月1日(金) 午後7時～ 午後8時40分	126人	住所地別	浜田自治区	122人	(96.8%)	15人
		その他		4人	(3.2%)			
	役職等別	地域協議会委員		0人	※2 (0.0%)			
		市議会議員		8人	(6.3%)			
		市職員		41人	(32.5%)			
			一般市民	77人	(61.1%)			
浜田自治区	国府公民館 〔第8回〕	8月8日(金) 午後7時～ 午後8時40分	88人	住所地別	浜田自治区	86人	(97.7%)	15人
		その他		2人	(2.3%)			
	役職等別	地域協議会委員		4人	※2 (4.5%)			
		市議会議員		7人	(8.0%)			
		市職員		18人	(20.5%)			
			一般市民	59人	(67.0%)			
小計			431人	住所地別	浜田自治区	416人	(96.5%)	68人
				その他	15人	(3.5%)		
				役職等別	地域協議会委員	12人	※2 (2.8%)	
					市議会議員	33人	(7.7%)	
					市職員	113人	(26.2%)	
				一般市民	273人	(63.3%)		
金城自治区	みどり かいかん 〔第4回〕	7月19日(土) 午後7時～ 午後9時20分	158人	住所地別	金城自治区	140人	(88.6%)	28人
		その他		18人	(11.4%)			
	役職等別	地域協議会委員		13人	※2 (8.2%)			
		市議会議員		6人	(3.8%)			
		市職員		24人	(15.2%)			
			一般市民	115人	(72.8%)			
旭自治区	旭センター 〔第1回〕	7月1日(火) 午後7時～ 午後9時05分	151人	住所地別	旭自治区	138人	(91.4%)	30人
		その他		13人	(8.6%)			
	役職等別	地域協議会委員		14人	※2 (9.3%)			
		市議会議員		3人	(2.0%)			
		市職員		36人	(23.8%)			
			一般市民	98人	(64.9%)			
弥栄自治区	弥栄会館 〔第2回〕	7月8日(火) 午後7時～ 午後9時30分	117人	住所地別	弥栄自治区	95人	(81.2%)	31人
		その他		22人	(18.8%)			
	役職等別	地域協議会委員		14人	※2 (12.0%)			
		市議会議員		7人	(6.0%)			
		市職員		19人	(16.2%)			
			一般市民	77人	(65.8%)			
三隅自治区	三隅中央会館 〔第3回〕	7月12日(土) 午後2時～ 午後4時20分	399人	住所地別	三隅自治区	374人	(93.7%)	26人
		その他		25人	(6.3%)			
	役職等別	地域協議会委員		15人	※2 (3.8%)			
		市議会議員		9人	(2.3%)			
		市職員		39人	(9.8%)			
			一般市民	336人	(84.2%)			
合計	8会場	1,256人					183人	

※1 「参加者数」及び「発言者数」は、いずれも延べ人数で表している。

※2 各会場における「地域協議会委員」の人数は、当該自治区の地域協議会委員の参加人数で表している。

## 2 主な意見

### (1) 制度

目 的	課 題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
住民と行政が密接な連携体制により、地域の個性を活かしたまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の個性を活かしたまちづくりが充分に進んでいない</li> <li>・一体的なまちづくりが進んでいない</li> </ul> <p>【参考】 全国1,718市町村のうち、自治区制度導入は17市町。このうち自治区長設置は浜田市と北見市の2市のみ。ほか15市町は地方自治法に基づき設置せず。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおり、5自治区を設置する</li> <li>・ただし、コスト削減策を講じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治区を廃止する</li> <li>・引き続き、旧那賀郡は支所単位、旧浜田市は本庁で行政サービスを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2～4自治区に再編する</li> <li>2自治区案 →旧那賀郡と旧浜田市で設置</li> <li>3自治区案 →金城・旭、弥栄・三隅、浜田で設置</li> <li>4自治区案 →浜田以外で設置</li> </ul>

#### ◆主な意見

検討案	会場	意見の要旨	
A 案	旭	○ 地域住民と行政が一体となって個性あるまちづくりを行うために自治区制度は地域づくりの根幹を成すものである。	
		○ 浜田那賀方式自治区制度は、地域活性化の有効な手法であり、存続については積極的に考えてほしい。	
		○ この制度は、全国にも発信できる良い制度だと思う。	
	弥栄	○ 自治区長、地域協議会は自治区の個性をしっかりと考えるべきであり、市民は各自治区の個性あるまちづくりを互いに認め合うべきである。	
		○ 自治区制度によって弥栄のみならず全区で活性化されている。	
	三隅	○ 昭和30年代の浜田市の合併を振り返れば、中心部と周辺部で発展にかなりの差が出ていることから自治区制度は必要だと思う。	
		○ 住民と市職員が共に知恵を出し合い、協力し、まちづくりを進めていけるのは、やはり「浜田那賀方式自治区」制度だと思う。	
	金城	○ 住民目線に立った行政を推進することは行政の責務である。全国に例のない「浜田那賀方式自治区」制度を更に良い制度として構築してほしい。	
		○ 自治区制度の中で培われた市民と行政の関わり、地域協議会での意見交換や意見聴取は今後も活かされるべき。効果の表れ始めた制度を廃止するのではなく、効果を検証し、継続してほしい。	
	周布	○ 各自治区の特色を残すためにも自治区制度の存続は必要である。	
			○ 自治区制度を通じて地域が活性化してきたという事実がある。周辺部を守るためにも制度は必要である。

検討案	会場	意見の要旨
B案	金城	○ 「浜田那賀方式」という全国でも珍しい制度となっているが、行政経費の削減を主たる目的に行われた「平成の大合併」の趣旨とは異なっていることから、当該制度は廃止すべきである。
		○ 市の運営は財政がすべてである。財政難な状況では何をやっても駄目なので、適正な財政規模にしようとするれば、自治区制度をどのようにしたらいいかの答えは、おのずと出てくる。
	石見	○ 合併したものの浜田市全体の一体感が感じられない。地方交付税が削減されることから自治区制度は廃止すべきである。
		○ 自治区制度を語る前に、浜田市の財政は自主財源が乏しい、実質公債費比率が高い等、厳しい状況にある。島根県西部の拠点都市として今後やっていけるのかの不安もあるので、自治区制度は廃止すべきである。
		○ 市財政がいずれ赤字になることが分かっている、自治区に予算を配分する余裕があるのか。
	周布	○ 現行制度には、①行政サービスが自治区によって差異がある、②二重行政となっている、③財政的な問題といった欠陥があることから、制度は廃止すべきである。
		○ 地方交付税が削減され、将来の財政見通しが悪いことは明らかであるので、自治区制度は廃止すべきである。
	浜田	○ 「自治区」という言葉が浜田の一体化の醸成を阻害している。合併から今日に至るまで「自治区」の権利の主張ばかりであった。
		○ 全国の1%に満たない自治体が自治区制度を実施し、そのうち地方自治法に基づかない制度を実施しているのは2自治体と特異な存在である。自治区制度による効用はあったが、一方、全国的な広がりを見せなかったのは制度に問題があったからではないか。
		○ 全国の都市間競争で勝てるような浜田市をつくっていくため、一体的に進めていくよう、自治区制度は10年をもって廃止してほしい。
	国府	○ 旧国府町は昭和44年に合併し、国府連絡所が設置されて職員2名になった経緯があるので、他自治区の皆さんにもご理解いただき、廃止すべきと思う。
		○ 市議会議員選挙も市全体でやっているから、自治区制度は廃止して、一本化すべきと思う。
C案	浜田	○ 現行制度の継続は困難であるが、10年続けた制度をムダにするのはもったいないと考える。旧市町村の枠に捉われずに新たな枠組みを作ってはどうか。
その他	弥栄	○ 「支所機能」、「独自事業」、「地域振興基金」の存続と「支所長権限」の拡大が担保されれば自治区制度には拘らない。
	石見	○ 現行制度の役割はもう終えた。地域協議会は残し、各自治区のまちづくりを進めてほしい。
	周布	○ 自治区制度を継続するのであれば、出雲市のように地方自治法による「地域自治区」を設置してはどうか。
	浜田	○ 本来、合併によって「権限」と「予算」は一体化されなければならなかったが、現実にはなっていなかった。今後は更に財政的に困難な道をたどることとなるので「権限」と「予算」は一体化されるべきである。
	国府	○ 2年前に自治区制度を知ったが、この会場にも今日はじめて聞いた方が大勢いると思う。

## (2) 自治区長

目的	課題	次期制度検討(案)		
		A案	B案	C案
自治区事業の執行や政治的レベルの調整を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>副市長職であり、人件費が高額(全市で5人の副市長)</li> <li>近年は全て支所長経験者で、今後、自治区長の人材が確保できるか</li> <li>支所長との役割の違いが分かりにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行どおり、各自治区に自治区長(副市長職)を置く(5自治区の場合、5人の自治区長)</li> <li>人材については、市全体の職員や民間人等から推薦・登用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治区長を廃止する</li> <li>今後、自治区長の役割は支所長が担う</li> <li>場合により、各自治区に非常勤の自治区長を置く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧那賀郡自治区担当の自治区長(副市長職)を1人置く</li> <li>現行どおり5自治区の場合、新自治区長が、旧那賀郡4自治区を担当する</li> </ul>

### ◆主な意見

検討案	会場	意見の要旨
A案	旭	○ 自治区長は市民と市政をつなぐパイプ役であり、支所に権限がなくては地域が良くならない。
	弥栄	○ 自治区長は自治区のシンボルで必要である。自治区長と支所長の役割が不明瞭というのであれば、支所長が課長兼務程度の役職でよいのではないか。
	三隅	○ 自治区長には地域要望について可能なものはすぐに対応してもらい、すぐにできないものは担当課を通じて持ち帰って対応してもらっている。今後も市政に加わって指導してほしい。
	金城	○ 身近な存在の自治区長がいることは、地域づくりに役立つ。人件費や人材確保等の課題は解決していくことが必要である。
	周布	○ 政治的レベルの調整を図るためには自治区長は必要である。自治区長の存在は自治区制度の根幹を成すものである。
B案	金城	○ 自治区長の人件費は、年間1人につき約974万円(共済負担金を除いた額)、4人で合計3,890万円と高額で、1つの市に副市長が5人もいることは特異なことである。
	石見	○ 自治区長がいなければ市長がリーダーシップを発揮しやすくなる。
	周布	○ 議会を傍聴することがあるが、自治区長が発言しているのを見たことがない。このことから支所長が役割を果たしているのではないか。
	浜田	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人件費が年間1人当たり約1,200万円と高額である。民間は人件費比率を重視し、いかに人件費を抑制するかを考えており、市も同様に考えるべきである。</li> <li>○ 合併当時に旧町村長に配慮してできたポストであり、支所長が自治区長となる流れができていたのであれば廃止すべきである。</li> </ul>
国府	○ 自治区長を置いてやっていく時代ではない。全体で特色ある浜田市をつくっていくため、自治区長の人件費はもっと市全体で有効活用してほしい。	
C案	石見	○ 自治区長制度を急に廃止すると旧那賀郡が混乱する恐れがあるので、旧那賀郡自治区担当の自治区長を置くのがよい。

### (3) 地域協議会

目 的	課 題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
市長の諮問に応じ、当該自治区に係る重要施策や自治区長の推薦について審議・答申する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告事項が多く、協議事項は少ない</li> <li>・ 協議内容は自治区間で温度差がある</li> <li>・ 委員数に人口規模が考慮されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行どおり、各自治区に地域協議会を置く</li> <li>・ ただし、委員数は人口規模に応じて見直す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会を廃止する</li> <li>・ 必要な協議事項があれば、今後、地区まちづくり推進委員会が代わって行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧那賀郡自治区に「那賀自治区連合地域協議会（仮称）」を置く</li> <li>・ 旧那賀郡自治区における協議事項は、この「那賀自治区連合地域協議会」（仮称）で協議する</li> </ul>

#### ◆主な意見

検討案	会場	意見の要旨
A 案	旭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域協議会は自治区制度の根幹である。</li> <li>○ 地域課題は自治会が拾い上げ、地域協議会で検討することで地域住民の声が行政によく通っている。</li> </ul>
	弥栄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域協議会では次年度の予算協議や自主的な勉強会をしており、その重要性・必要性は高く、自治区制度と表裏一体のものである。</li> </ul>
	三隅	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域協議会は機能しており、自治区制度にはなくてはならないものである。現行の地域協議会を統合することは、各自治区の思いや地域振興基金のこともあり難しいと思う。</li> </ul>
	金城	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民の意見を有効に反映する場として、地域協議会の存続は必要である。</li> </ul>
	国府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員の責任として、まちづくり活動が豊かになるように、協議事項を多くしていけばいいと思う。</li> </ul>
B 案	国府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域発展のための意見ならいいが、我田引水的で、市全体を阻害する意見が出て弊害になっているので、廃止して未来志向の考え方で設置すべきと思う。</li> </ul>
C 案	石見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浜田自治区の委員をしているが、報告事項ばかりで浜田自治区に地域協議会が必要かは疑問がある。旧那賀郡には連合地域協議会を設置してはどうか。</li> </ul>
	周布	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浜田自治区では、市民との接点は皆無であるが、地域の声を反映できる仕組みとして必要な自治区には地域協議会を残してほしい。</li> </ul>
	浜田	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浜田以外の 4 自治区では必要と考えるが、浜田自治区では認知度は非常に低く、不要と考える。地域協議会を設置するのであれば市民に十分に理解されるようにしなければならない。</li> </ul>



〔H26.7.1 旭センター〕



〔H26.7.8 弥栄会館〕

#### (4) 自治区予算〔地域振興基金〕

目 的	課 題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
自治区事業が実施できるように、各自治区に「地域振興基金」を設け予算を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治区の裁量で活用しているが、用途については「全市的にみてどうか」の意見もある</li> <li>・基金が無くなった後は、どのように自治区事業を行うのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおり、各自治区の基金がなくなるまで自治区の裁量に任せる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年を節目に基金を廃止する（基金残は、全市の事業で活用する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年を節目に基金残を一本化し、各自治区の共通課題の対策（中山間地域活性化等）に活用する</li> </ul>

#### (5) 自治区予算〔投資的経費配分枠〕

目 的	課 題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
自治区事業が実施できるように、各自治区に「投資的経費配分枠」により、予算を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治区裁量の予算のため、市全体予算が拡大傾向にある（今後、歳入減少が見込まれる中、全体予算の調整が困難）</li> <li>・自治区事業と全市事業との区別が分かりにくい</li> <li>・全体予算の制約があるため、財政見通しを踏まえた予算の抑制が必要となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおり、各自治区に投資的経費配分枠を設ける</li> <li>・ただし、全市の予算管理ができるよう、ルールを見直す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治区の投資的経費配分枠は廃止する</li> <li>・自治区で必要な事業は「まちづくり振興基金（ソフト事業等）」などを活用して行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4自治区（金城・旭・弥栄・三隅自治区）全体の予算枠を設ける</li> <li>・4自治区の中で、予算配分を調整する</li> </ul>

#### ◆主な意見

検討案	会場	意見の要旨
A案	旭	○ 支所に予算があれば地域住民の要望にすぐに対応できる。
		○ 支所に予算執行権がなければ地域がよくなる。
	弥栄	○ 地域振興基金は今まで思うように使えなかったこともあるので、遅滞なく地域の個性が活かせるように活用してほしい。「全市的にどうか」との意見もあるが自治区で活用することが浜田市全体のためにもなる。
	三隅	○ コミュニティ助成事業、ウイルス性肝炎進行防止事業等、地域振興基金は個性あるまちづくりのために活用されてきた。自治区独自の問題や市全体では声が届きにくい地域解決のために活用できる地域振興基金は有意義である。
	金城	○ 個性あるまちづくりを進めていくには、自治区予算が必要である。
B案	石見	○ 自治区予算があることが浜田市を一体化させない原因である。
	周布	○ 例えば、三隅図書館は自治区予算で建設されたものなのか。自治区予算がどのように使われているのかが不明である。
C案	国府	○ 地域振興基金は、全体のために使うという広い視野に切り替えてもらい、浜田市の活性化と発展のために上手に活用してほしい。
		○ 自治区予算が廃止になれば、慌てて無駄に基金を使うことになると思うが、一本化して有効に使えるように残すべきと思う。
その他	金城	○ 地域振興基金が無駄に使われないようにコントロールしてほしい。

## (6) 本庁・支所体制

目的	課題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
自治区の事務所として本庁・各支所に職員を配置し、自治区事業が実施できる体制を整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所3部門（20人）体制で、自治区事業、行政サービスをいかにして維持するか</li> <li>職員削減の中で災害時に迅速な対応ができる体制をどのように確保するか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁・各支所で自治区事業や行政サービスを引き続き行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所には総合窓口業務だけ残し、事業の企画・実施は本庁で行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所には総合窓口業務に加え、自治・産業振興、建設などの業務も行う</li> </ul>

### ◆主な意見

検討案	会場	意見の要旨
A 案	旭	○ 支所職員も減っているが、住民生活に直結するものは支所で完結できるようにしてほしい。
		○ 冬季は除雪対応を支所で迅速に対応してもらっている。支所体制が脆弱になることに不安がある。
	弥栄	○ 支所職員は頑張っているが、職員数が削減されることで住民サービスが低下することはあってはならない。それほどまでに本庁で人が必要なのか疑問である。
	三隅	○ 災害への対応については最重要に考えていただきたい。命と財産を守るため、自治区長をはじめとする職員がいち早く駆けつけ住民に周知する体制を構築してほしい。
	金城	○ 支所3部門20人体制で自治区事業や住民サービスをいかにして維持させていくのか、支所職員削減の中でどのようにして災害対応を迅速に行うのか、この体制では不可能ではないか。
	周布	○ 企画・立案部門が支所からなくなると、行政サービスが停滞し、負の連鎖となる。
B 案	石見	○ 職員が減少する中、支所には総合窓口業務のみを残し、合理化を図るべきである。
	国府	○ 国府地区には支所はなく、本庁までの距離は他自治区と同等なので、各支所は「連絡所」でいいと思う。
		○ 支所20人体制だと、80人の支所職員を配置するため、それだけの人件費がかかるので問題がある。



〔H26.7.12 三隅中央会館〕



〔H26.7.19 みどりかいかん〕

## (7) 制度の設置期間

目 的	課 題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行と同様「当面 10 年間」とし、その後は必要に応じて見直しを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「当面 2 年間」とし、その後は必要に応じて見直しを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長・市議の在任期間を考慮して「当面 4 年間」とし、その後は必要に応じて見直しを行う</li> </ul>

### ◆主な意見

検討案	会場	意見の要旨
B 案	浜田	○ 「当面〇年」とするといつまでも廃止できない。
C 案	弥栄	○ 期限を区切らず、市長の任期で検証していくべきである。
	石見	○ 市長、議員の任期に合わせるべきである。
その他	旭	○ 「当面 10 年間」はテスト期間であり、その成果をみながら「当面」ではなく「将来にわたって」ということで見直し、新しい時代に即した自治区制度を続けていく必要がある。
	三隅	○ 「10 年間」にこだわることに理解ができない。市町村合併の際は、手探り状態で 10 年間としたが、自治区制度によって旧那賀郡の住民は「やる気」「勇氣」「元気」をもらった。恒久的な制度の運用に向けて検討してほしい。
	金城	○ 制度を継続してほしいので設置期間を設ける必要はない。



〔H26.7.22 石見公民館〕



〔H26.7.23 周布公民館〕



〔H26.8.1 浜田公民館〕



〔H26.8.8 国府公民館〕

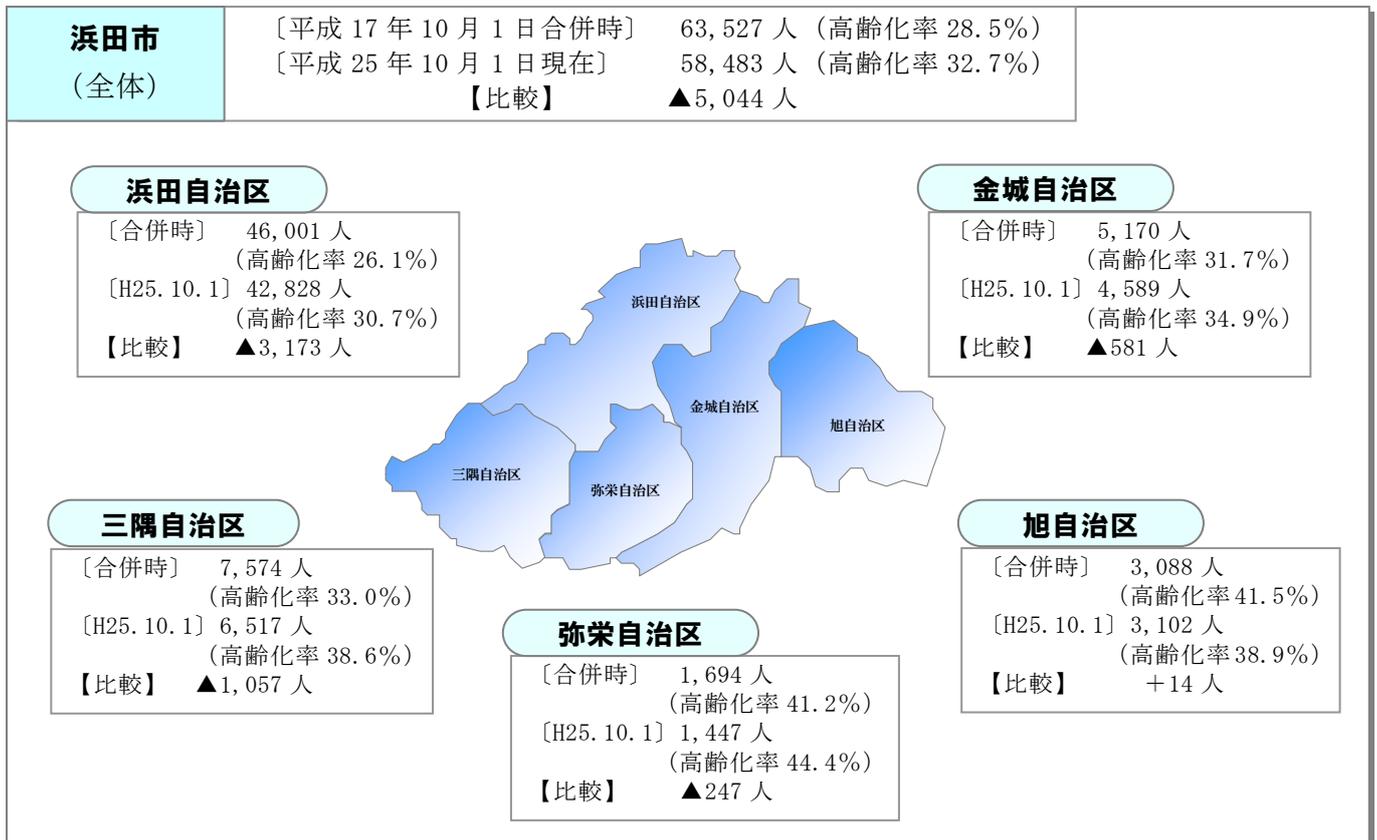
### 3 参考資料

#### (1) 島根県内 8 市の自治区制度導入状況

No.	自治体名	①制度	②自治区長	③地域協議会	④自治区予算	⑤本庁・支所	⑥設置期間
1	浜田市	浜田那賀方式 自治区	5人	5地域協議会	有	本庁1 支所4	合併時から 当面10年間
2	松江市	無	— (副市長2人)	—	—	本庁1 支所8	—
3	出雲市	地方自治法 「地域自治区」	— (副市長2人)	7地域協議会	無	本庁1 支所6	(定めなし)
4	益田市	無	— (副市長1人)	—	—	本庁1 支所2	—
5	大田市	無	— (副市長1人)	—	—	本庁1 支所2	—
6	安来市	無	— (副市長1人)	—	—	本庁1 支所2	—
7	江津市	無	— (副市長1人)	—	—	本庁1 支所1	—
8	雲南市	無	— (副市長1人)	—	—	本庁1 総合センター6	—

#### (2) 人口等データ

(住民基本台帳より)



**浜田市 地域政策部 政策企画課**

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話 (0855) 25-9200

E-mail [seisaku@city.hamada.shimane.jp](mailto:seisaku@city.hamada.shimane.jp)

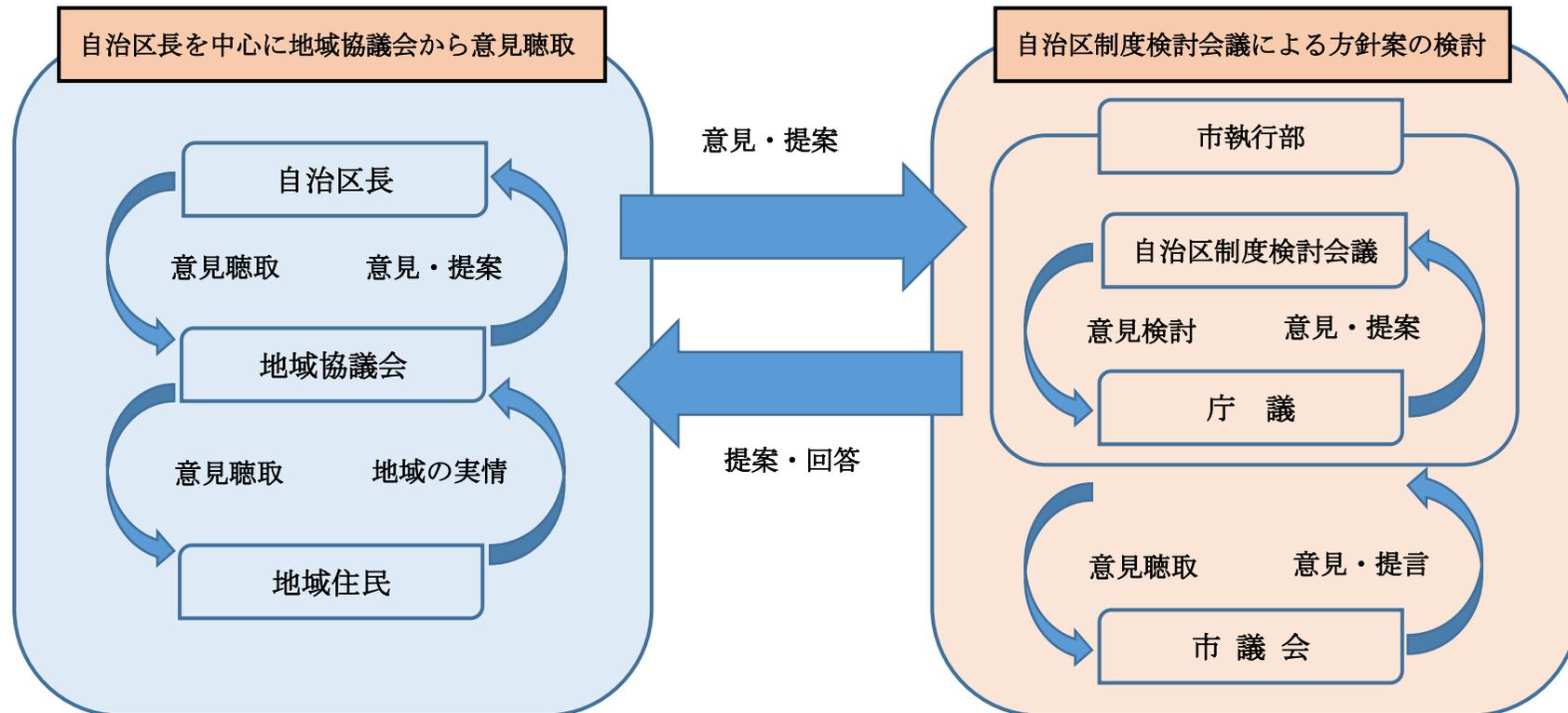
# 現行の自治区制度見直しの進め方 フロー図

## 趣旨・目的

現行の自治区制度は平成 32 年 3 月末が期限であり、平成 31 年 9 月には方向性を示す必要がある。よって、住民からの意見を十分に受け入れながら地域の実情等に応じた制度の見直しとなるような体制づくりを進める。

## 概要

- (1) 自治区長を中心に地域協議会から意見聴取
- (2) 自治区制度等行財政改革推進特別委員会との意見交換
- (3) 自治区制度検討会議による方針案の検討



平成 30 年 3 月 15 日  
自治区制度等行財政改革  
推進特別委員会配布資料  
地域政策部 政策企画課

## 現行の自治区制度見直しに向けた取組

### ○自治区制度見直しの進め方

#### (市の取組)

#### ◆ 自治区制度検討会議による方針案づくり

- (1)これまでの議論をもとに、自治区制度検討の論点を整理していく
- (2)論点整理では、自治区長を中心に地域協議会の意見を聴取していく
- (3)地域協議会の意見等をもとに、自治区制度検討会議において素案を作成し、議会及び地域協議会と議論しながら方針案を固めていく
- (4)平成 30 年度中には、議会や地域協議会からの承認が得られる内容となるまで固める

#### (議会との取組)

#### ◆ 自治区制度等行財政改革推進特別委員会と意見交換

- (1)4月以降、地域協議会からの意見等も共有しながら、随時意見交換を行っていく
- (2)平成31年9月までに、自治区制度見直しに関する議決等が得られるように協議を進めていく

#### (地域協議会との取組)

#### ◆ 各自治区地域協議会の意見聴取

- (1)自治区長を中心に意見聴取し、制度検討の論点等を整理し、素案から方針までを作成していく
- (2)各地域協議会及び正副会長会議において議論を深めていく

### ○自治区制度見直しにおける主な論点

#### ◆自治区制度の振り返り（良かった点と課題の整理）

#### ◆これからの住民自治を支える仕組みづくり

- (1)自治区制度
- (2)小規模多機能自治組織
- (3)小さな拠点
- (4)地区まちづくり推進組織
- (5)その他

#### ◆「自治区長」の役割と新制度における考え方

#### ◆「地域協議会」の役割と新制度における考え方

#### ◆「自治区予算」の役割と新制度における考え方

#### ◆「本庁・支所機能」の考え方

#### ◆その他（地域が寂れないまちづくりに向けて）

# 自治区制度等行財政改革推進特別委員会

月	項目
10月	10/15 13:00～ 協議内容について
	10/26 10:00～ 特別委員会 意見書内容協議
11月	11/8 13:00～ 特別委員会 意見書内容協議
	11/19 13:00～ 特別委員会 意見書案たたき台作成
	11/26 13:00～ 特別委員会 意見書案決定
12月	未定 執行部との協議